



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第 85 号

平成28年11月1日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主 要 目 次

### 訓 令

20 新潟県職員安全衛生管理組織規程の一部改正(人事課)

### 告 示

- 1130 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定(水産課)
- 1131 公有水面埋立ての免許出願(漁港課)
- 1132 保安林の指定解除(治山課)
- 1133 換地処分(農地整備課)
- 1134 換地処分(農地整備課)
- 1135 道路の区域変更(道路管理課)
- 1136 道路の供用開始(道路管理課)
- 1137 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

訓 令

- ◎新潟県訓令第20号
- ◎新潟県議会訓令第3号
- ◎新潟県人事委員会訓令第4号
- ◎新潟県監査委員訓令第3号

本 庁  
地 域 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員安全衛生管理組織規程（昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月1日

新 潟 県 知 事 米 山 隆 一  
新 潟 県 議 会 議 長 早 川 吉 秀  
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 鶴 巻 克 恕  
新 潟 県 代 表 監 査 委 員 野 上 信 子

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p><b>第14条</b> 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、事業所の長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p><u>(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p><u>(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(職務)</p> <p><b>第14条</b> 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、事業所の長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>(1) 健康診断及び面接指導等の実施並びに<u>これらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

## 告 示

## ◎新潟県告示第1130号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

漁協	加入区 の 名称	区 域
水津	水津	佐渡市水津、片野尾、月布施、野浦、東立島、東強清水、鮑、赤玉、立間、豊岡、柿野浦、東鶴島、岩首の区域
内浦	内浦	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川、歌見の区域
内海府	内海府	佐渡市鷺崎、見立、北小浦、虫崎、黒姫の区域
姫津	姫津	佐渡市姫津の区域
佐渡	高千	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺、南片辺、矢柄、関、五十浦、岩谷口、小田、大倉の区域
上越	上越	糸魚川市新鉄、押上、寺島、寺町、大町、東寺町、中央、京ヶ峰、大字大和川、大字田伏、大字竹ヶ花、大字梶屋敷、大字中浜、大字間脇、大字能生、大字能生小泊、大字百川、大字鬼伏、大字藤崎の区域
	筒石	糸魚川市大字筒石及び大字徳合の区域
上越市	上越市	上越市大字茶屋ヶ原、大字鍋ヶ浦、大字有間川、大字長浜、大字虫生岩戸、大字五智、大字中央、大字安江、大字東雲町、大字春日野、大字黒井、大字下荒浜、大字夷浜、大字西ヶ窪浜、大字港町、大字塩屋新田、大字遊光寺浜、大字春日新田、大潟区犀潟、土底浜、雁子浜、渋柿浜、四ッ屋浜、上小船津浜、下小船津浜、潟町、九戸浜、柿崎区一円の区域
新潟	柏崎	柏崎市一円の区域（但し、西山町の区域を除く）
	出雲崎	三島郡出雲崎町及び柏崎市西山町の区域
	新潟	新潟市西区青山、関屋、中央区一円（但し、中央区南出張所の区域を除く）及び東区秋葉、秋葉通、王瀬新町、大山、上王瀬町、鷗島町、北葉町、空港西、幸栄、河渡、河渡新町、河渡本町、向陽、小金台、小金町、下山、白銀、神明町、末広町、太平、宝町、長者町、月見町、東新町、錦町、根室新町、浜町、浜谷町、東臨港町、藤見町、船江町、古川町、古湊町、平和町、松島、松園、松和町、物見山、桃山町、山の下町、有楽、臨海町、臨港、臨港町、榎、榎町、卸新町、上木戸、紫竹、紫竹卸新町、紫竹山3丁目、下木戸、竹尾、竹尾卸新町、中木戸、中山、はなみずき、牡丹山、山木戸、沼垂の区域
	松浜	新潟市北区松浜及び三軒屋町の区域
	山北町	村上市浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦屋、鶉泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜、伊呉野の区域
粟島浦	粟島浦村	岩船郡粟島浦村一円の区域

## ◎新潟県告示第1131号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は平成28年11月1日から平成28年11月21日まで新潟県農林水産部漁港課及び佐渡市農林水産課において縦覧に供する。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 出願の年月日

平成28年10月24日

2 出願人の名称及び住所

新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市

代表者 佐渡市長 三浦 基裕

新潟県佐渡市千種232番地

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市沢根五十里1098番地2及び2450番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 「灯台」基準点(北緯38度00分17秒、東経138度17分08秒)から337度09分19秒107.417メートルの地点

②の地点 ①の地点から346度43分30秒21.348メートルの地点

③の地点 ②の地点から256度43分30秒1.750メートルの地点

④の地点 ③の地点から346度43分30秒34.877メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から71度32分58秒1.758メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から346度39分14秒48.070メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から76度36分06秒6.603メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から166度38分12秒82.432メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から76度45分26秒5.986メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から166度41分26秒22.042メートルの地点

(3) 面積

886.31平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市沢根五十里1098番地2、2450番地、2451番地、2451番地13、平成26年12月19日付け新潟県漁第490号で竣功認可された埋立地及び同市沢根五十里1098番地2から2450番地に至る間の土地に接する国有海浜地の地内並びに同市沢根五十里1098番地2、2450番地、2451番地11及び平成26年12月19日付け新潟県漁第490号で竣功認可された埋立地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とカの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 「灯台」基準点(北緯38度00分17秒、東経138度17分08秒)から353度43分27秒87.630メートルの地点

ロの地点 イの地点から256度37分34秒78.496メートルの地点

ハの地点 ロの地点から346度33分03秒70.918メートルの地点

ニの地点 ハの地点から71度31分37秒32.790メートルの地点

ホの地点 ニの地点から341度29分08秒6.031メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から71度29分08秒16.996メートルの地点

トの地点 ヘの地点から346度18分32秒42.288メートルの地点

チの地点 トの地点から257度58分43秒22.485メートルの地点

リの地点 チの地点から255度28分00秒36.771メートルの地点

ヌの地点 リの地点から252度35分00秒35.090メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から342度47分43秒6.974メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から73度39分39秒45.732メートルの地点

ワの地点 ヲの地点から76度35分35秒50.109メートルの地点

カの地点 ワの地点から79度04分57秒28.703メートルの地点

(3) 面積

8,133.70平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

◎新潟県告示第1132号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成28年11月1日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県上越市安塚区切越字水木557の6、菅沼字才り口898の6
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

◎新潟県告示第1133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、柏崎市を地域とする県営農業用排水施設整備・農用地保全施設整備・区画整理（中山間地域総合整備）事業西山内郷地区（別山換地区）に係る換地処分をした。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、柏崎市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業高田北部地区に係る換地処分をした。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南平小平尾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市小平尾字大滝 5051 番から	新	5.7～13.8メートル	91.0メートル
同市小平尾字大滝5031番 1 まで	旧	4.8～10.3メートル	91.0メートル

◎新潟県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 南平小平尾線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市小平尾字大滝5051番から同市小平尾字大滝5031番 1 まで

3 供用開始の期日 平成28年11月 1 日

---

◎新潟県告示第1137号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年11月 1 日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成28年10月19日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼市塩沢字川尻1684番1の内、1684番3の内	6.00	26.02